職場を元気に応援する

フクシマ社労士法人だより

5月号
2021年5月1日

トピックス

性別欄は任意記載欄に　厚労省が新たな履歴書の様式例を作成

厚生労働省から、新たな履歴書の様式例を作成したとのお知らせがありました（令和３年４月16日公表）。令和２年７月に日本規格協会が、JIS 規格の解説の様式例から履歴書の様式例を削除したため、厚生労働省において公正な採用選考を確保する観点から新たな履歴書様式例の検討を行い、事業主の皆様に広く参考にしていただくための様式例（厚生労働省履歴書様式例）を作成したということです。

同省では、今後、公正な採用選考への理解を深めるさまざまな取り組みを実施するにあたり、この様式例を活用していくということです。事業主の皆様に対しても、「採用選考時に使用する履歴書の様式については、本様式例を参考にしつつ、公正な採用選考をお願いします」と呼び掛けています。

【厚生労働省履歴書様式例と日本規格協会が示していた履歴書様式例（JIS 規格様式例）の異なる点】

1）性別欄は〔男・女〕の選択ではなく任意記載欄とした。なお、未記載とすることも可能としている。

2）「通勤時間」、「扶養家族数（配偶者を除く）」、「配偶者」、「配偶者の扶養義務」の各項目は設けないこととした。

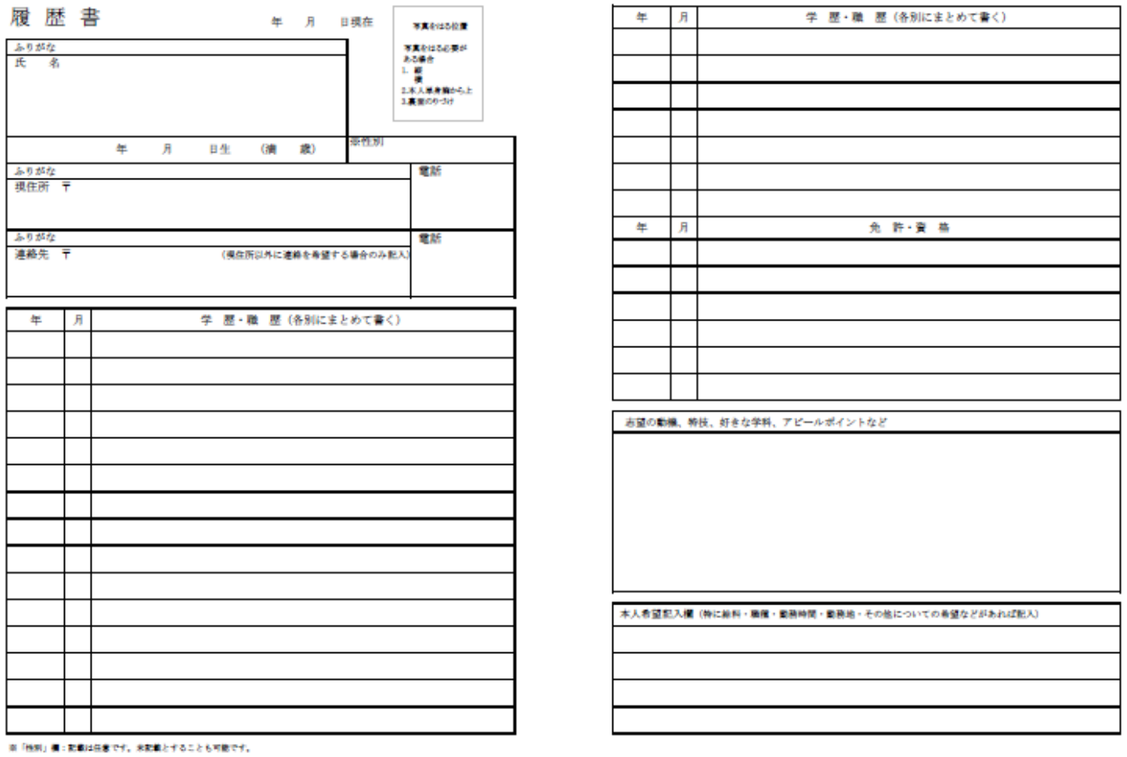

履歴書

年　月　日現在

写真をはる位置
写真をはる必要がある場合
1. 縦 横
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のり付

ふりがな	
氏　名	
年　月　日生（満　歳）	性別
ふりがな 現住所　〒	電話
ふりがな 連絡先　〒（現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入）	電話

年	月	学歴・職歴（各別にまとめて書く）

年	月	学歴・職歴（各別にまとめて書く）
年	月	免許・資格

志望の動機、特技、好きな学科、アピールポイントなど

本人希望記入欄（特に給料・職種・勤務時間・勤務地・その他についての希望などがあれば記入）

※「性別」欄・記載は任意です。未記載とすることも可能です。

Q＆A

離職理由について従業員からの解雇の依頼

Q：長年勤めてくれた従業員が、家庭の事情により退職することになりました。
会社都合の解雇にしてくれないかと要望があり、本人や会社にとって不都合がないなら応じてもよいのですが、やはり何か問題があるのでしょうか。

A：雇用保険の給付の不正受給や助成金の不支給などの問題があります。

失業手当は、自己都合による離職か会社都合による離職かでその内容が大きく異なります。できることなら会社都合で離職したいという考えも、よくわかります。しかし、本来解雇でないはずなのに解雇であったとして給付を受け取ることは当然ですが不正な行いです。

雇用保険は不正受給に対して厳しい対応をとっており不正受給があった場合には、不正に得た支給額の返還に加えて、その２倍相当の額の納付を命じられることがあります。例えば10万円不正受給すれば、その10万円の返還と20万円の納付となります。「雇用保険の３倍返し」などという言葉はこれを指します。

さて、ご注意いただきたいのは、この３倍返しについては会社も離職理由を偽って届けたということで、連帯責任を求められるということです。他にも会社にとってのデメリットやリスクがあります。

デメリットとしては、雇用保険から支給される助成金の一部が解雇を行った会社に対して不支給となることです。例えば、未経験者や障害者を雇入れることで受けられる助成金がありますが、助成金の対象者ではない者であっても解雇をすれば受給できなくなります。

リスクとしては、不当解雇と主張され裁判沙汰になる可能性があることです。会社の好意に対してその様なことをするとは考えたくありませんが、「会社都合で解雇された」という事実があれば、争いを起すことはさほど難しくありません。退職に至った経緯をはっきりと示す記録がなければ、会社は非常に不利になってしまいます。

このように、会社として良かれと思って行った解雇が、思わぬ結果になりますので、従業員からの解雇の依頼には、決して応じないようにしましょう。

フクシマ社会保険労務士法人
労働保険事務組合 広島経営者同友会　／　広島一人親方同友会
〒730-0805　広島市中区十日市町１丁目1-9　相生通り鷹匠ビル２F
TEL：082-293-8102　FAX：082-293-8104
E-mail：info@jinji-fuku.jp　URL：http://www.jinji.fuku.jp

フクシマ
社会保険労務士法人